

令和7年門審第1号

裁 決

モーターボートA護岸衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年10月22日10時20分

関門港響新港区

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登 録 長 8.29メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 132キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪を、その右舷側に機関操縦レバーを、左舷側に魚群探知機兼GPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、友人4人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和5年10月22日07時00分関門港若松第2区の係留地を発し、07時40分頃同港響新港区に到着して移動しながら釣りをを行い、響灘西岸壁護岸（以下「響灘護岸」という。）の南側に錨泊している台船に係留して釣り餌にするあじを釣ったのち、10時00分福岡県白島北方沖合に向かった。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、10時19分少し過ぎ響新港西1号防波堤東灯台から181度（真方位、以下同じ。）1.32海里に当たるひびきコンテナターミナル北東端（以下「基点」という。）から319度750メートルの地点で、針路を071度に定め、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、10時19分半僅か過ぎ基点から326度720メートルの地点に至り、餌の鮮度を保つためにいけすにパイプを取り付ける作業手順を友人に指示をすることとし、体が左舷後方に向いた姿勢をとったところ、無意識に右手で舵輪を回し、左舵がとられたまま続航した。

10時19分半少し過ぎa受審人は、基点から328度720メートルの地点に達したとき、響灘護岸まで90メートルのところとなり、その後左転しながら同護岸に向かって進行する状況であったが、左舷後方に向けて作業手順の指示をすることに気を奪われ、針路の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

Aは、10時20分基点から334度770メートルの地点におい

て、船首が000度を向いたとき、原速力で、響灘護岸に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

その結果、船首に破口等を、響灘護岸に擦過傷を生じ、同乗者1人が左鎖骨遠位端骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件護岸衝突は、関門港響新港区において、釣り場に向けて航行する際、針路の確認が不十分で、響灘護岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、関門港響新港区において、釣り場に向けて航行する場合、響灘護岸に向かって進行することのないよう、針路の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、左舷後方に向いて作業手順の指示をすることに気を奪われ、針路の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、響灘護岸に向かっていくことに気付かないまま進行して衝突する事態を招き、船体及び響灘護岸に損傷を生じさせ、同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年6月25日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌 芳